

市川三郷町姉妹町交流助成金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、町民が訪問又は施設を利用することに対し、予算の範囲内において一部を助成することにより、姉妹町としての交流を深めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象者は、静岡県西伊豆町で宿泊利用しようとする者で、市川三郷町に住所を有するものとする。

(利用期間及び回数)

第3条 助成金の対象は、4月1日から翌年の3月31日までの間の利用で、期間内の利用1回に限り対象とする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、姉妹町宿泊利用届出書(様式第1号)に必要事項を記入し利用しようとする5日前までに提出し、町長の承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、姉妹町交流助成金交付申請書(様式第2号)に宿泊利用領収書添付の上、町長に提出して助成を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(廃止)

2 市川三郷町友好町交流助成金支給要綱(平成17年三珠町要綱第41号)は、平成27年3月31日をもって廃止する。

別表(第4条関係)

対象者	助成金額
大人及び子供(小学生以上)	1人当たり 2,000円
幼児(小学校入学前の者)	1人当たり 500円

※ただし、キャンセル料は含まない